

荒川水系 ダム洪水調節機能協議会 規約（案）

（設置）

第 1 条 河川法（昭和 39 年法律第 167 号）第 51 条の 2 に基づき、「荒川水系ダム洪水調節機能協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

（目的）

第 2 条 協議会は、昨今の水害の激甚化・頻発化に鑑み、緊急時において既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用して水害の発生防止等が図られるよう、今後、河川管理者、ダム管理者、関係利水者の密接な連携の下、事前放流の取組をより効果的に実施する必要があることから、洪水調節機能の向上の取組の継続・推進を図ることを目的とする。

（協議会の事務局）

第 3 条 事務局は、関東地方整備局河川部及び荒川上流河川事務所に置く。

2 事務局は、協議会の運営に関する事務その他の事務を処理する。

（協議会の構成）

第 4 条 協議会は、別表 1 の職にある者をもって構成する。

2 協議会の運営・進行は、事務局が行う。

3 第 1 項における構成員について、追加・変更が必要と認めるときは、構成員の同意を得て、追加・変更することができる。

4 協議会には、オブザーバーとして関係機関を参加させることができる。

（協議会の対象ダム）

第 5 条 協議会において対象となるダムは、別表 2 に掲げるダムとする。

（協議会の実施事項）

第 6 条 協議会は、次の各号に掲げる事項について必要な協議を実施する。

- (1) 事前放流を実施するための河川管理者、ダム管理者、関係利水者との間で締結される治水協定の締結や見直しに関する事項
- (2) 河川管理者とダム管理者との間の情報網の整備に関する事項
- (3) 事前放流の実施に必要となるダムの操作の操作規程等への反映に関する事項
- (4) 利水容量を洪水調節に最大限活用するための工程表の作成や見直し及び工程表に基づく施設改良等の取組に関する事項
- (5) 更に効果的に事前放流を実施するために必要となる降雨の予測精度の向上等に向けた技術・システム開発に関する事項
- (6) 事前放流等の取組を流域市民、河川利用者等へ周知、啓発するための広報活動に関する事項
- (7) その他、洪水調節機能の向上の取組に関する事項及び意見交換

- 2 協議会は、必要に応じて別表 1 の職にあるもの以外の関係行政機関に対し、資料の提供、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

(協議会の開催)

第 7 条 協議会は、事務局の招集により開催するものとし、構成員は必要に応じて協議会の開催を事務局に要請することができる。

(協議会資料等の公表)

第 8 条 協議会は、原則として非公開とする。

- 2 協議会に提出された資料等については、速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。
- 3 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。
- 4 これにより難しい場合は、協議会に諮った上で決定するものとする。

(雑則)

第 9 条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

附 則

この規約は、令和 年 月 日から施行する。

別表 1 協議会の構成員（第 4 条関係）

【河川管理者】

国土交通省関東地方整備局河川部長
国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所長
国土交通省関東地方整備局荒川下流河川事務所長
埼玉県県土整備部長
東京都建設局河川部長

【ダム管理者】

国土交通省関東地方整備局河川部長
国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所長
国土交通省関東地方整備局二瀬ダム管理所長
埼玉県県土整備部長
埼玉県農林部長
独立行政法人水資源機構ダム事業部長
東京発電（株）理事埼玉事業所長

【関係利水者】

農林水産省関東農政局利根川水系土地改良調査管理事務所長
農林水産省関東農政局荒川中部農業水利事業所長
埼玉県企業局長
埼玉県農林部長
東京都水道局浄水部長
独立行政法人水資源機構水路事業部長
飯能市長
深谷市長
寄居町長
秩父広域市町村圏組合管理者

※オブザーバー

関東農政局農村振興部
関東経済産業局地域経済部
荒川中部土地改良区
大里用水土地改良区
山王用水土地改良区
入間第二用水土地改良区

別表 2 協議会の対象ダム（第 5 条関係）

【ダム名】	【目的】	【管理者】
二瀬ダム	FNP	関東地方整備局
荒川貯水池	FW	関東地方整備局
浦山ダム	FNWP	水資源機構
滝沢ダム	FNWP	水資源機構
有間ダム	FNW	埼玉県
合角ダム	FNW	埼玉県
玉淀ダム	AP	東京発電（株）
大洞ダム	P	東京発電（株）

目的凡例

- F：洪水調節
- N：流水の正常な機能の維持
- A：かんがい
- W：水道用水
- P：発電